

平成23年 第3回定例会  
防災農水商工常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- 議案第4号「みえの観光振興に関する条例案」 ..... 1、(別紙1)

(所管事項説明)

1. 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について ..... 3
2. 「みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）中間案」に係る施策等について ..... (別添1)
3. 三重県版事業仕分け（公開仕分け）の結果報告について... (別添2)
4. 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
  - (1) 三重県地方卸売市場 ..... 4、(別添3)
  - (2) 三重県営サンアリーナ ..... 6、(別添3)
5. 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書について ..... 10
6. 首都圏営業拠点について ..... (別添4)
7. 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の検討状況及び地域活性化プランの取組状況について ..... 12、(別添5)
8. 三重県水産業・漁村振興指針（仮称）の検討状況について ..... 13、(別添6)
9. 最近の企業の投資動向について ..... 14、(別添7)
10. 「みえ産業振興戦略」（仮称）の検討について ..... 17
11. 三重県観光振興基本計画（仮称）の検討状況の報告について ..... (別添8)
12. 中国河南省との観光に関する協定の締結について ..... 18、(別添9)
13. 各種審議会等の審議状況の報告について ..... 19

## ○議案第4号「みえの観光振興に関する条例案」

### 1 制定の背景

#### (1) 本県の特徴（歴史的背景）

古くからお伊勢参りは「日本人の旅の原点」ともいわれ、全国各地の人々が強く思いを寄せる憧れの旅として、多くの人々を惹き付けてきました。また、伊勢国、志摩国、伊賀国及び熊野川以東の紀伊国と呼ばれた地域で構成される本県では、縦横に発達した街道交通の要衝の地として、県内各地が賑わい、人、情報、文化等の交流の場が形成されてきました。

#### (2) 観光振興の意義

観光振興の取組は、その地に住む人々が、先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を大切に守りながら、自らの地域の個性を磨き上げ、郷土に対する誇りを持ち、愛着を感じることのできる社会の実現に貢献するものです。また、観光産業は、地域経済の活性化、地域における雇用の創出等、本県経済のあらゆる領域において、その発展に寄与することが期待されています。

#### (3) 観光振興の必要性

近年の観光をめぐる情勢は、観光旅行の形態の多様化や全国各地の観光地間競争の激しさ等により、著しく変化しています。県内の観光地が、これからも選ばれるためには、観光振興に関する取組と県民生活の向上に寄与する取組が一体的に促進されるとともに、観光産業が本県経済を牽引する産業となるよう、持続的かつ健全な発展に取り組んでいくことが必要です。

### 2 制定の目的

県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が協働して、観光産業を地域に密着した産業として大きく育て、本県の観光振興に取り組むことにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るために本条例を制定します。

### 3 骨子案・修正版からの主な修正点

平成23年第2回定例会6月会議の農水商工常任委員会において説明をいたしました「骨子案・修正版」からの主な修正点は、以下のとおりです。

#### 【前文の第1段落】

「日本人の旅の原点」という言葉を用いて、新たに一文を追加いたしました。

古くから本県が、全国各地の人々にとって憧れの旅の目的地であった、歴史的経緯をさらに強調いたしました。

#### 【前文の第4段落】

各主体（県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体）が協働して、「観光産業を地域に密着した産業として大きく育てる」旨を加筆することにより、観光産業を本県経済を牽引する産業として発展（前文第3段落に記載）させていく意思を強調いたし

ました。

**【第2条（定義）】**

「人材」を観光対象となる本県の人的資産と捉えていることから、「人材」から「観光の振興に寄与する専門的知識及び技能を有する人材」へと修正する等、「観光資源」の定義を詳細に加筆しました。

**【第3条（基本理念）】**

第3条を、三項からなる「項立て」の構成から、六号からなる「各号列記」の構成に変更し、第一号に「観光産業の持続的かつ健全な発展が図られること」を新たに位置づけました。

**4 条例の概要**

別紙のとおりです。

**5 施行期日**

公布の日から施行します。

## 1. 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

防災農水商工常任委員会

重点的な取組	主担当部局名	委員会意見	回答
重点事業 元気3	農山漁村再生への支援	農水商工部  集落機能再生「きっかけづくり」推進事業に取り組んだ地域では、住民自らが行動する機運が醸成された。その機運を持続させ、地域住民が連携した新たな取組等を通じて、元気な農山漁村に発展していくようさらなる支援をお願いしたい。	防災農水商工常任委員会  集落機能再生「きっかけづくり」推進事業の実施を通じて得られた支援ノウハウを生かし、昨年、公布・施行した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」において、地域活性化プランの策定及び実践を通じた集落等に対する支援のしくみを規定したところです。 今後は、「きっかけづくり」推進事業などにより、活性化に向けた機運が醸成された集落等を対象として、地域自らが、地域資源の活用やその有効活用により、地域の価値を高めようとする取組を行う場合に、地域活性化プランの支援のしくみを導入し、市町や関係機関と連携するなかで、積極的に支援を行っていきたいと考えています。
重点事業 絆1	「住んでよし、訪れてよし」の観光みえ・魅力増進対策	農水商工部  教育旅行誘致は、リピーター確保に効果的であることから、首都圏や近隣県の学校を中心に取り組んでいるが、外客誘致推進の中においても教育旅行誘致に取り組んでいただきたい。	海外からの教育旅行誘致については、これまでにも近隣県市等と連携し対応してきたところであり、本年度も台湾から教育関係者を招く事業を予定しています。 また、8月末には知事自ら中国（友好提携先の河南省及び上海市）を訪問し、外国人観光客の誘致に取り組むなかで、教育旅行の誘致についても力を入れているところです。 今後も、国や近隣府県、地域及び教育委員会とも連携を密にし、本県への教育旅行の誘致に努めていきます。

## 4. 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

### (1) 三重県地方卸売市場

#### 1 指定管理者の概要等

三重県地方卸売市場は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、みえ中央市場マネジメント株式会社を指定管理者として、平成21年4月1日から平成26年3月31日まで管理を行っています。

指定管理者は、三重県地方卸売市場事業の実施に関する業務、市場内での業務の承認に関する業務、施設の利用の許可等に関する業務、利用料金の收受等に関する業務、施設の維持管理等に関する業務等を行っています。

### 2 平成22年度における管理業務の実施状況及び利用状況

#### (1) 管理業務の実施状況

##### ① 市場運営に関する業務

平成22年度は、市場内での業務の承認に関する業務、施設の利用の許可等に関する業務については指定管理者が基準を作成し、それに基づき事業者に対して営業承認29件、施設利用許可6件を実施しました。

また、取引の監視業務については、場内事業者と協力し、すべての開場日において実施いたしました。

##### ② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

市場施設機械の保守点検業務等については、異常箇所の早期発見と修繕に取り組みました。雨漏り修繕、汚水処理施設修繕といった小規模修繕工事については、のべ118件の工事を実施し、施設の維持管理に努めました。

また、開場から29年が経過し、施設設備の経年劣化が進んでいることから、日々の警備員や社員の場内巡回、早朝監視業務等での情報収集等による早期発見に努めました。

それに加え、非常事態に備え市場危機管理マニュアル等を策定し、場内事業者へ周知を図り、防災訓練を実施する等して非常時に備えました。

##### ③ その他業務

市場内事業者で組織された市場活性化委員会において、市場を利用する内外関係者にアンケート調査を実施しニーズの把握に取り組むとともに、市場の活性化対策について外部有識者からアドバイスを受け、各種問題に対して積極的に取り組みサービスの向上に努めました。

その一環で分煙の徹底やゴミのポイ捨て禁止、不法投棄の抑制等の対策を取った結果、分煙化が定着し、ゴミの散乱や不法投棄の発生件数は減少しました。

#### (2) 施設の利用状況

施設名	貸付対象面積(m <sup>2</sup> )	H22年度末利用率(%)	(参考) H20年度末利用率(%)	H25年度末目標利用率
施設全体	31,042	88.5	79.9	80.0%以上
卸売業者売場	10,431	100.0	100.0	
仲卸業者売場	5,166	84.1	53.2	
関連商品売場	4,794	63.9	60.1	
業者事務所	3,047	68.6	68.6	
その他施設	7,604	92.6	88.0	

#### (3) 利用料金の軽減状況

- ・指定管理終了までに、基準年（平成20年度）に比べ施設利用料金を20%軽減することとなっていますが、指定管理開始時より実施されています。

### 3. 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:千円)

収入の部			支出の部		
	H21	H22		H21	H22
指定管理料	—	—	事業費	—	—
利用料金収入	224,849	224,182	管理費	268,766	268,505
その他の収入	70,930	69,551	その他支出	—	—
合計 (a)	295,779	293,733	合計 (b)	268,766	268,505
収支差額(a)-(b)	27,013	25,228			

※その他の収入は電気・水道料の事業者負担金等を含みます。金額は全て税抜き表示です。

### 4. 管理業務に関する自己評価

評価の項目	自己評価		県の評価		コメント	
	H 21	H 22	C OM ENT	H 21	H 22	
1 管理業務の実施状況	B	B	・管理業務の実施計画に掲げた「市場運営に関する業務計画」の4項目、「施設及び設備の維持管理に関する業務計画」5項目全て実施することができ、目標を達成しました。	B	B	○業務の承認等に関する業務、施設の利用許可等に関する業務については、平成21年度に制定した許可承認基準に基づき、事業者に対して適切に事務手続きが行われました。 ○施設の維持管理等に関する業務については、老朽化した施設があることから異常箇所の早期発見に努め、その都度積極的に修繕を行った結果、市場運営に支障を来す問題発生は昨年度同様にありませんでした。 ○環境保全活動として、平成22年12月にM-EEMSの認証を受け、使用電力の削減や場内関係者への環境啓発活動の実施等を目標に掲げ、場内事業者と協働してすすめています。 ○市場の活性化に向けた方策を協議するため場内事業者で組織された委員会において、活発な協議がすすめられた結果、関連商品売場棟の試験開放や野菜ゴミの堆肥化試験など様々な取り組みがすすめられました。
2 施設の利用状況	B	B	・市場全体の施設利用については、減免措置等の対策を講じたことにより、利用面積比率が平成20年度末の79.9%から、平成21年度末は88.1%、平成22年度末には88.5%に向上了しました。	B	B	○施設利用料金の減免措置対策の影響もあり、施設利用率については昨年度と同様に増加し、買荷保管積込所等4施設が新たに利用率が100%となりました。 ○市場外部者の入居促進を図るため、市場ホームページや関係者訪問による入居促進活動を実施しましたが、借り上げについては1件に止まりましたが、その結果を踏まえ入居許可業種の拡大に向けた検討がすすめられています。
3 成果目標及びその実績	B	B	・成果目標の施設利用面積比率と利用料金の軽減については目標をすでに達成し、独自に設定した関連商品売場棟の利用面積比率についても当初に比べて向上していることに加え、市場活性化委員会が多くの活性化対策に取組み、成果も上がってきています。	A	A	○県が設定する成果目標に掲げた施設利用面積比率80%と施設利用料金軽減率20%の目標は昨年度と同様に全て達成していることは高く評価できます。 ○更なる目標値の向上に向け、指定管理業務を開始時に掲げたアクションプランである「三重県地方卸売市場の活性化戦略骨子」に沿った取り組みをすすめています。 ○利用面積比率の低い関連商品売場棟については、定期開放を前提とした入居者の募集により利用率の向上をすすめています。
特記事項 (今後の課題)	①施設利用率の更なる向上 ②老朽化がすすむ施設・設備の修繕等の取組					

## (2)三重県営サンアリーナ

### 1 指定管理者の概要等

三重県営サンアリーナは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、株式会社スコルチャ三重が指定管理者として、平成18年4月1日から平成23年3月31日まで管理を行いました。さらに、同社は二期目の指定管理者として、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで管理を行います。

指定管理者は、三重県営サンアリーナの事業の実施に関する業務、施設等の利用の許可等に関する業務、利用料金の収受等に関する業務、施設等の維持管理及び修繕に関する業務等を行っています。

## 2 平成22年度における管理業務の実施状況及び利用状況

### （1）管理業務の実施状況

#### ①管理運営事業の実施に関する業務

平成22年度は、公的な大型催事（全国知事会議（7月）、全国高等学校総合文化祭（7月）、世界新体操選手権大会（9月））や、大型興行コンサートによる利用があつた平成21年度に比べると、102,323人の減となりました。

しかしながら、自主事業では、体力づくり・健康づくりに注力し、地域企業の福利厚生事業と連携したスポーツ事業や、こども体操教室など、地域の方が利用しやすい企画を提供することで、小規模な利用が堅調に伸びており、平日利用の増加と利用者層の拡大につなげることができました。

#### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設・設備の維持管理においては、日常監視とメンテナンスに注力し、緊急度・優先度に配慮しながら修繕対応に努めていますが、平成22年度においては、館内巡回を徹底して不具合の早期発見に努め、軽微な修繕、修復作業は、職員が処置することにより、迅速な対応を行いました。

なお、開館以来17年を経て、施設設備の経年劣化が進んでおり、サンアリーナの施設利用に支障を来たさないよう配慮し、改修工事を進めていく必要があります。

### （2）施設の利用状況

		平成22年度 実績	平成21年度 実績	対前年度	(数値目標)
利用人 数	アリーナ	208,938人	289,704人	72.1%	334,000人
	会議室等	28,101人	51,182人	54.9%	38,000人
	トレーニング室	19,066人	17,789人	107.2%	23,850人
	フィットネス室	3,368人	3,121人	107.9%	4,150人
	利用人数計	259,473人	361,796人	71.7%	400,000人
稼働率	メインアリーナ	60.5%	61.4%	0.9ポイント減	65.0%
	サブアリーナ	63.4%	68.8%	5.4ポイント減	75.0%
	会議室等	17.5%	23.0%	5.5ポイント減	45.0%

※平均稼働率とは、1日を午前・午後・夜間の3つに区分し、「(区分単位での利用数) ÷ (稼動可能区分数)」で算出される割合をいいます。例えば、1日のうち、午前、午後、夜間の全てに利用があった場合に100%となります。

### 3 平成22年度における管理業務に関する経費の収支状況

単位：円

収入の部	H21	H22	支出の部	H21	H22
指定管理料	196,500,000	195,000,000	人件費	84,559,934	88,900,940
利用料収入	118,525,876	82,563,466	水光熱費	62,891,945	58,571,794
自主事業収入	18,436,907	19,168,766	一般管理費	130,151,183	121,653,705
営業外収入	10,889,603	1,907,600	自主事業経費	36,364,848	23,936,656
その他の収入		0	その他の支出		0
			法人税・住民税等	14,919,846	4,497,013
合計 (a)	344,352,386	298,639,832	合計 (b)	328,887,756	297,560,108
収支差額(a)-(b)	15,464,630	1,079,724			
利用料金減免額	9,131,417	5,150,843			

### 4 平成22年度における管理業務に関する評価

評 価 の 項 目	自己評価				県の評価			
	H 21	H 22	コメント（要約）		H 21	H 22	コメント	
1 管理業務の実施状況	A	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナから会議室まで、様々な目的や態様での利用が進んだ。その中で、企業運動会やスポーツ大会等、毎年繰り返し利用する形で定着化するものが増加している。</li> <li>・後納申請だけでなく減額（減免・割引）申請の際も、申請書に許可基準を明記するほか、申請書記入が簡単にできるよう書式を改善した。</li> <li>・全職員参加による社内研修会を2回実施したほか、社外での専門研修などにも職員を参加させた。</li> <li>・サンアリーナが地域振興や集客交流拠点の役割を果たすという立場から、津市美杉町や三重県環境森林部とのタイアップ企画を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体力づくり・健康づくりをテーマに、県民が気軽に参加できる新たな自主事業を開設し、地域の体力・健康づくりとコミュニティ活性化に取り組んだ。</li> <li>・職員が館内を常時巡回し、施設・設備の監視・点検を行うとともに、軽微な不具合は自社対応することで迅速な修復に努めている。</li> <li>・受電先を特定規模電気事業者に切り替えることで経費の節減を実現し、さらに、平成22年度は照明のLED化に着手している。</li> </ul>	A	A		
2 施設の利用状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均稼働率は、各施設とも目標に達していないが、1日単位の利用件数は活発で、稼働率は、過去5年間で平均稼働率の最も高かった年度をすべて上回った。</li> <li>・利用人数は、平均稼働率同様目標に達していない。特に3月の震災により行事の中止や参加自粛が増え、結果的に過去5年間で1番低い水準となった。しかしながら、小規模利用の割合が増え、より利用しやすい施設になってきていると考えられる。</li> <li>・施設利用料収入は、指定管理者の収支計画として設定した目標を大きく上回った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均稼働率、利用人数は目標数値には達していない。特に利用人数は、前年度を大きく下回る結果となった。</li> <li>・平均稼働率は、ほぼ前年度並みであるが、比較的小規模な利用が堅調に伸びたことから、県民により利用しやすい施設になってきていると考えられる。</li> <li>・東日本大震災に伴い、3月の主要な予約が解約されることとなつた。</li> </ul>	B	B		

3 成 果 目 標 及 び そ の 実 績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標は未達成であったが、利用環境改善に積極的に取組み、申請書の書式改善や館内の携帯電話の通信環境改善を行った。</li> <li>・大型興業イベント時に名古屋からの直行バス（サンアリーナ・エクスプレス）を運行して好評を得た。これにより、大型スポーツ大会等でもバス会社による最寄駅からのシャトルバス運行の機会が増え、利用満足度の向上に寄与している。</li> <li>・自主事業によるスポーツ大会や文化教室などの開催は、施設利用の多様化や幅広い年齢層への訴求効果があった。</li> </ul>	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの更新に努め、最新情報をタイムリーに発信することにより、アクセス数、ページビュー数ともに前年度を上回った。</li> <li>・地元企業支援として健康促進イベントを開催するとともに、個人利用者に向けた体操・健康教室や文化教室などの開催により、施設利用の多様化や利用者層の拡大を実現した。</li> </ul>

特記事項（今後の課題） ①貸館誘致等のより一層の取組 ②老朽化が進む施設・設備の修繕等の取組

## 5 全期間における管理業務の実施状況及び利用状況（平成18年度～平成22年度）

### （1）管理業務の実施状況

#### ①管理運営事業の実施に関する業務

平成18年4月1日から原則休館日なしの全日開館を実現し、利用料金体系を改善するとともに、交通の不便さを解消するため、大型興行コンサート時には直行バスを運行するなど、常に利用しやすい環境づくりを行いました。

また、地域の各種団体や企業とのコラボレーションにより、多彩な自主イベントを開催し、県民にとって身近な利用しやすい施設を目指して、利用者層の拡大と地域コミュニティの活性化に貢献しました。

成果目標は達成されていないものの、指定管理者制度導入以前の4年間（平成14年度から平成17年度）と導入後の5年間（平成18年度から平成22年度）を比較すると、メインアリーナの平均稼働率は平均で9.1ポイント上昇しており、全体の利用人数も平均で13.4%増加しています。また、管理にかかる県の負担額は、約33.3%減少しており、利用の拡大と経費の縮減を実現しました。

#### ②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設・設備の維持管理については、内部監視を強化し、不具合の早期発見と迅速な対応に努めるなど、利用者への配慮を優先した適切な管理運営を行いました。また、特定規模電気事業者への移行や照明のLED化への着手、委託業務の見直しなど、常にコスト削減に取り組みました。

#### ③次期指定期間における課題

次期指定期間においても、成果目標達成に向けて、引き続き、大型興行イベントの誘致や自主事業の開催など、一層の創意工夫ある取り組みを行います。また、老朽化による施設の修繕工事については、施設利用に支障を来たすことのないよう配慮しながら、計画的に進める必要があります。さらには、サンアリーナ前駐車場のフットボール場整備工事が始まるなど、周辺の環境変化に対応した適切な管理運営が求められています。

## (2) 施設の利用状況

施設		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	H18~H22	H14~H17
利用人数(人)	目標	368,000	309,000	372,000	394,000	394,000	年平均 310,741	年平均 274,109
	実績	372,032	275,086	285,317	361,796	361,796		
平均稼働率(%)	メインアリーナ	目標 57.0	58.0	61.0	64.0	65.0	年平均 57.2	年平均 48.1
	サブアリーナ	目標 75.0	75.0	75.0	75.0	75.0		
	会議室等	目標 31.0	35.0	39.0	44.0	45.0	年平均 16.7	年平均 22.3
	実績	17.3	10.9	15.0	23.0	17.5		

## 6 全期間における管理業務に関する経費の収支状況

単位：円

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
収入の部	指定管理料	201,000,000	199,500,000	198,000,000	196,500,000	195,000,000
	利用料収入	90,930,076	48,576,208	93,986,059	118,525,876	82,563,466
	自主事業収入	21,150,463	28,853,623	19,542,609	18,436,907	19,168,766
	事業外収入	1,969,457	13,368,673	2,741,519	10,889,603	1,907,600
	合計(a)	315,049,996	290,298,504	314,270,187	344,352,386	298,639,832
支出の部	人件費	70,230,881	73,669,228	82,091,096	84,559,934	88,900,940
	水光熱費	59,269,230	53,704,444	59,986,160	62,891,945	58,571,794
	一般管理費	139,296,172	125,185,236	131,537,095	130,151,183	121,653,705
	自主事業経費	28,707,577	41,313,080	23,480,241	36,364,848	23,936,656
	法人税・住民税等	0	0	7,979,163	14,919,846	4,497,013
	合計(b)	297,503,860	293,871,988	305,073,755	328,887,756	297,560,108
収支差額(a)-(b)		17,546,136	-3,573,484	9,196,432	15,464,630	1,079,724
利用料金減免額		10,158,617	4,166,085	4,946,109	9,131,417	5,150,843
管理委託料(H14-H17年平均)		297,452,500	利用料収入(H14-H17年平均)		70,025,335	
指定管理料(H18-H22年平均)		198,300,000	利用料収入(H18-H22年平均)		86,916,337	

## 7 全期間における管理業務に関する評価

評価の項目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	自己評価	県の評価								
管理業務の実施状況	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A
施設の利用状況	A	A	C	C	C	C	B	B	B	B
成果目標及びその実績	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B

(注) 県の評価の判断については、個々の成果目標をほぼ達成しており、施設全体としてみた場合に概ね当初の目標を達成していると判断できる場合には、「B：当初の目標を達成している」と評価しています。

## 5. 食の安全・安心の確保に関する実施した施策に関する年次報告書について

### 1 年次報告の根拠規定

平成 19 年に、食に関するさまざまな問題が県内外で発生したことから、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、平成 20 年 6 月、三重県食の安全・安心の確保に関する条例（以下「条例」）が制定されました。

年次報告書は、条例第 8 条の「知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関する実施した施策に関する報告を提出するとともに、公表しなければならない」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

### 2 年次報告書（平成 22 年度版）の概要

#### （1）平成 22 年度における食の安全・安心に関する情勢

全国では、集団食中毒の発生や 709 件の自主回収が行われるなど、食の安全・安心に関する事案が多数発生しました。また、農林水産省に寄せられた食品の品質表示に関する問合せ等の件数は、前年度より約 1 割減少していますが、24,916 件であったと公表しています。

県内では、O157 による食中毒が 4 件発生し、うち 2 件は 100 名を超す患者が発生する大規模なものでした。

また、県内産農産物の収去検査により、ほうれん草 2 検体から基準値を超える残留農薬が検出されています。

なお、条例に基づき、出荷の禁止と自主回収の報告が平成 21 年 7 月 1 日から義務付けされており、昨年度は出荷の禁止の事例はありませんでしたが、13 件の自主回収の報告がありました。

#### （2）食の安全・安心確保施策の体系及び推進体制

食の安全・安心確保のための施策は、食品衛生法などの法律、条例、三重県食の安全・安心確保基本方針（以下「基本方針」）に基づき、実施しています。

基本方針では、4 つの基本的方向と、その方向ごとに実施すべき施策を定め、取組を進めています。

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進する府内体制として、条例第 11 条に基づく「三重県食の安全・安心確保推進会議」（委員長：副知事（農水商工部担当）、委員：関係部長等）を平成 20 年 7 月に設置し、昨年度は年次報告書の協議を 1 回行ったほか、下部組織である幹事会において行動計画等の協議を 4 回行いました。

また、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、条例第 28 条に基づく「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」（委員：消費者、食品関連事業者、学識経験者）を平成 20 年 7 月に設置し、昨年度は年次報告書の審議を中心に 1 回開催しました。

### (3) 平成 22 年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な取組は次のとおりです。

#### 基本的方向 1：食品等の生産から販売に至るまでの監視・指導体制の充実

- 生産資材の適正な流通と使用を確保するため、農薬販売者（285 件）、肥料生産業者・販売業者（336 件）、動物用医薬品販売業者（84 件）への立入検査等を行いました。また、農薬の適正使用を徹底するため、農薬販売者や使用者への研修および指導を行いました。
- 三重県では、平成 20 年度には 10 件、平成 21 年度には 14 件の食中毒が発生していますが、約半数が、カンピロバクターを原因とするものでした。これらの原因として、食肉等の生食や加熱不足が疑われていることから、飲食店における食肉等の適切な取扱に関する実態調査を実施しました。また、食中毒発生時には比較的大規模になることの多いノロウイルス対策についても重点監視事項とし、監視を実施しました。
- 県内で生産または流通する食品に対して、食品添加物（212 検体）、残留農薬（158 検体）、残留動物用医薬品（280 検体）、遺伝子組換え食品（10 検体）、アレルギー物質（72 検体）等を検査しました。

#### 基本的方向 2：食品関連事業者が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- 「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」などを活用した事業者への情報提供、講習会等の開催、監視・指導時の個別対応などを行いました。
- 「みえの安全・安心農業生産推進方針」を普及するためシンポジウム等を開催するとともに、農産物の安全確保、品質管理を目的とした三重県型 G A P の仕組みを構築し、普及推進しました。
- 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」については、水稻、茶、野菜、果樹、特用林産物、鶏卵等の品目で登録基準を設け、平成 23 年 3 月末現在で 63 品目 760 件（個人 717 人、団体 43 団体）、登録対象者数 1,548 人の登録となりました。
- 平成 19 年度から食品製造事業者を対象とした「三重県 H A C C P 手法導入認定制度」を定め、認定に至るまでの過程を段階的にステップアップすることで、取組に参加する事業者の自主管理を推進しました。（平成 22 年度末の三重県 H A C C P 手法導入認定制度取組品目数：237 品目）

#### 基本的方向 3：情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- 食の安全・安心に関する知識と理解を深めるため、様々な媒体を通じ情報提供を行うとともに学習機会の提供を行いました。
- 望ましい食習慣について考える力を養うための食育推進の取組や、県と教育委員会、生産者団体等が連携して「みえ地物一番給食の日」を設定するなど、地域食材を小学校や保育園等の学習や体験に活用する取組（452 か所）を推進しました。

#### 基本的方向 4：多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- 県民が食の安全・安心に取り組む生産者や食品製造事業者の生産・製造現場を見学する交流会や、食の安全に関する情報を提供し意見交換する食の安全・安心フォーラムの開催、地域の団体と県が協働して食の安全・安心啓発活動を行う協働連携事業等を実施しました。

## 7. 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の検討状況及び地域活性化プランの取組状況について

### 1 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）について

#### (1) 基本計画の検討状況

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成22年12月制定・施行）」に基づき、おおむね10年先を見通した基本計画の策定に向けた検討を進めています。

これまで、計画策定懇話会や県議会防災農水商工常任委員会におけるご議論やパブリックコメントでの県民意見などを踏まえるとともに、「みえ県民力ビジョン（仮称）」の策定とあわせた計画（案）の検討を行ってきました。

#### (2) 計画（案）の概要

三重県農業・農村の活性化のためには、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることを踏まえて、条例の基本的施策に基づく4つの施策体系のもと、さまざまな取組を進めます。

第1章では、計画の策定趣旨や性格、計画期間を整理するとともに、第2章では、取組検討の基礎となる本県農業・農村を取り巻く環境や課題などを整理しています。

第3章では、農業・農村の活性化に向けた取組を進めるため基本的な考え方と、4つの基本施策に基づく具体的な施策展開の内容を盛り込むとともに、第4章では、計画の着実な実践に向けた推進体制と、地域の創意工夫を重視し、地域の総合力を引き出していく「地域活性化プラン」の仕組みを位置づけています。

#### (3) 今後の進め方

みえ県民力ビジョン（仮称）の検討状況とも整合を図りつつ検討を進め、第3回定例会12月会議の本常任委員会で基本計画の最終案をお示ししたいと考えています。

さらに、基本計画は10年先を見通した計画であることから、別途、基本施策の着実なマネジメントを行うための中期の行動計画を、みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）との整合を図りつつ作成していきます。

### 2 地域活性化プランの取組状況について

農業・農村の活性化を図っていくため、地域の農地、環境、農業に係る知識や文化など農村の資源を有効に活用しつつ、これらを有機的に結びつけ、地域の総合力を動員して、地域全体で生み出していく価値を高めていく取組として、地域の実情や特性に応じて、地域の考え方を踏まえ、地域自らの活動を育て、伸ばしていくといった地域の創意工夫を重視した「地域活性化プラン」の取組を本年度から進めています。

地域が主体となった地域活性化プランの策定・実践に対し、支援を行うため、農水商工部及び各地域事務所に担当者を配置し、市町、JAなど関係団体と連携した支援体制を整備するとともに、計画策定や実践に際して必要となる専門人材の配置や初期的取組への重点的サポートなどを総合的かつ計画的に実施していきます。

## 8. 三重県水産業・漁村振興指針（仮称）の検討状況について

将来に希望のもてる三重県水産業・漁村の姿を明確にした上で、県・市町・流通業者・漁協・漁業者など関係者全てがそれを共有し、連携して取り組んでいくため、2012（平成24）年度から概ね10年先にめざす姿を明確にし、この実現に取り組む基本施策の展開方向を明らかにする「三重県水産業・漁村振興指針（仮称）」の策定を進めています。

### （1）指針（案）の概要

概ね10年先に水産業・漁村のめざす姿を「県民が期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現」とし、地域自らが水産業のあり方や漁村の活性化に取り組む「地域水産業・漁村振興計画（仮称）」の策定と実行や、県1漁協の構築を進めることで、

- （1）高い付加価値を生み出す水産業の確立
- （2）地域資源を生かした漁村の活力向上
- （3）自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

に取り組んでいくこととしています。

指針では、これらの項目を実現するにあたっての数値目標を定めていますが、今回、「高い付加価値を生み出す水産業の確立」の数値目標について、より「売れる水産業」の実現に向けた取組であることを明確にするため、「沿岸沖合漁業および海面養殖業の生産量」から、「主要魚種生産額の全国シェア」に変更しています。

### （2）今後のスケジュール

「みえ県民力ビジョン（仮称）との整合をはかりつつ検討を進め、第3回定期例会12月会議の本委員会で「指針」の最終案をお示ししたいと考えています。

さらに、指針で掲げた施策を着実に実行していくための中期の行動計画は、「みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）との整合を図りつつ作成していきます。

## 9. 最近の企業の投資動向について

### 1 現状（背景・課題）

1990年代以降、国内企業は、国内の新規の設備投資などに極めて消極的で20年近く低迷しており、工場立地件数はオイルショック後（70年代）の水準を下回っています。また、2008年の金融危機に端を発する景気悪化に伴い、企業立地件数のさらなる低迷が懸念されています。

さらに、企業の想定を超える歴史的な円高の進行と高止まりを背景に、大企業を中心として、生産・販売拠点を海外、特に中国・東南アジアへ移転し、現地生産を拡大する動きが出ています。

なかでも、これまでの完成品組み立て工場の移転だけではなく、基幹部品を現地で生産する動きや、本部機能の海外移転の動きも見られ、産業の空洞化が懸念されています。

このような中、県内経済が今後も持続的に発展をしていくためには、引き続き県内への企業の誘致や投資を積極的に促進することと、海外市場における需要を県内企業が取り込むための海外展開を支援することが求められています。

### 2 県内立地状況

#### （1）県内の投資促進制度と状況

全国と同様、県内における投資状況が非常に厳しい中、三重県では先端産業や、今後成長が見込まれる環境・エネルギー分野の企業の積極的な誘致や、国内事業の再編や集約化に対応するための「拠点化」の誘致を強化するとともに、立地にかかる様々な相談内容等をワンストップサービスで対応するなど、積極的な企業誘致を行ってきました。

また、「緊急経済対策設備投資促進補助金」により、中小規模の設備投資を促進し、主に中小企業の競争力向上を図っています。

今年度の状況としては、5月に津市へ倉敷紡績株式会社、9月には津市にフランス系の企業であるマグ・イゾベール株式会社など、大規模な立地が決定されるなど成果が出ているところです。また、中小規模の設備投資についても、多くの相談を受けています。

#### （2）国の支援を受けた企業の県内投資状況

経済産業省では、将来の大きな成長と雇用創出が期待できる「グリーン産業」の国内での工場立地を支援する「低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金」を平成21年度に創設しています。平成21年度はリチウムイオン電池の製造として新神戸電機株式会社など2事業所、平成22年度はエコカー等の製造として本田技研工業株式会社の計6事業所が採択されています。また、平成23年度は「革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業」として、シャープ株式会社及び富士通セミコンダクター株式会社の省エネ型情報機器製造が採択をされています。

### 3 海外展開の支援と状況

#### (1) 企業の海外展開への支援

今後、国内需要の大幅な増加を見込むことは困難であることから、高い経済成長が続く海外からの事業機会を取り込む必要があるため、県では、海外でも十分通用する優れた技術・製品等を有する中小企業の海外販路開拓の支援策を講じています。

##### ①緊急経済対策海外販路開拓支援事業

県内企業の海外市場における販路開拓や取引促進を図り、マーケティング力・販売力を強化することを目的に、海外で開催される見本市等への出展や商談会等への県内の中小企業者等の参加を支援しています。(採択件数19件)

##### ②海外展開モデル構築緊急雇用創出事業

県内中小企業の団体、グループ等が、既存の技術やノウハウ、販路等の経営資源を生かしつつ、海外販路開拓戦略の策定や海外市場でも通用するブランド力を向上させる先導的な取組を支援しています。(採択件数3件)

#### (2) アジア市場へのマッチング支援

成長著しいアジア市場をターゲットに、海外企業等との取引経験がない、あるいは少ない中小企業を対象にして、アジア市場への販路開拓のノウハウ等の取得の機会を提供するため、セミナー開催、アジア圏海外バイヤーとの商談会等の機会を提供しています。

平成23年8月31日には、知事が中国・上海市の上海電器科学研究所（集団）有限公司（S E A R I）\*及び中国電器工業協会\*を訪問し、ビジネス交流や対三重県投資に向けたPRや意見交換を行うとともに、在上海三重県企業との意見交換を開催しました。

### 4 今後の取組方向

今後は、高度部材イノベーションセンター（AMIC）や公設試験研究機関を積極的に活用することで、産業界における多様な関係機関との連携を強化し、企業の誘致や投資の促進と、世界の経済成長を本県へ取り込む動きを促進してまいります。

#### ※参考

##### ○上海電器科学研究所（集団）有限公司（S E A R I）の概要

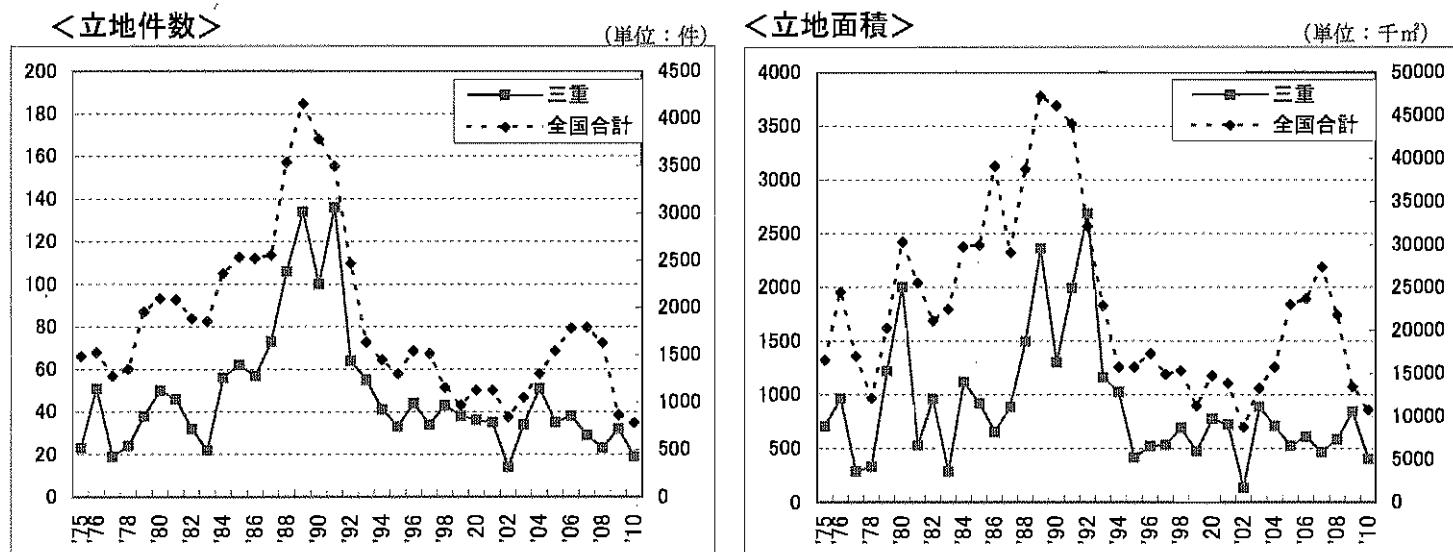
規格制定、認証、研究開発、経営の側面を有する元国営企業。国家低圧電気業界、中小型電気業界、無線電波業界の標準管理業務を担当し、中国電気工業協会の3つの分会（中小型電機分会、低圧電器分会、設備イーサネット&フィールドバス分会）、中国電工技術3学会の5つの委員会（低圧電器専門委員会、中小型電機専門委員会、EMC専門委員会、船舶電工専門委員会、自動化及びコンピュータ応用専門委員会）の事務局も設置されている。

##### ○中国電器工業協会の概要

中国の電工製品製造企業、科学研究機関、学校、そしてクライアントからできた非営利的で、地域や部門所属関係および所有制度に制限されない、業界の全国組織である。

# 国内外における企業の投資動向

## 1. 国内における立地件数及び立地面積の推移



※経済産業省「工場立地動向調査」より。2010年は速報数値

## 2. 「現下の円高が産業に与える影響に関する調査」結果 経済産業省 H23.9.1公表

1ドル76円の為替レートが半年以上継続した場合の対応策

	大企業	中小企業
工場や施設の海外移転	46%	17%
原材料等の海外調達増	56%	20%
部品の海外調達増	52%	23%
高付加価値商品へ変更	31%	21%

※複数回答

### 諸外国による日本企業誘致の現状

	大企業	中小企業
誘致を受けている	18%	13%
誘致を受けた(中国)	30%	64%
誘致を受けた(韓国)	10%	27%
誘致を受けた(その他アジア)	40%	45%

※複数回答

## 3. 「昨今の円高による影響」調査結果 <三重県景気動向調査(平成23年7～9月期)>

	悪い影響
取引先の海外進出を受けて受注が減少	17.3%
輸出品の採算悪化、競争力低下	17.9%
輸入品増加による競争激化	7.7%
取引先の業況悪化による間接的な影響	30.8%

※製造業の回答のみ抜粋

## 4. 各国の投資コスト比較 <日本(横浜)を100とした場合の各国のコスト>

	賃金	土地購入
中国(上海)	10%	6%
タイ(バンコク)	8%	6%
インドネシア(ジャカルタ)	6%	3%
ベトナム(ホーチミン)	4%	-

※ジェトロ調査結果より計算(2010年時点)

## 5. GDP比較

※単位:ドル	購買力平価ベース
日本	32,817
台湾	29,829
中国	6,546
インドネシア	4,149
インド	2,932

※購買力平価ベースは、物価の違いを修正して比較したもので、より実質的な評価・比較ができるもの。[2009年時点]

# 10. 「みえ産業振興戦略」（仮称）の検討について

## 1 現状（背景、課題）

社会は今、大きなパラダイム転換の時期を迎えています。本格的な人口減少社会が到来し、また、グローバル化が一段と進む中で、既存の社会システムや産業構造の見直しが避けられない状況です。

- ・物質・労働負荷増大 → 物質・労働負荷低減
- ・大量生産 → 多品種変量生産
- ・画一性（同質重視） → 多様性（異質活用）
- ・クローズド → オープン等

また、電力供給の制約や長引くデフレ、為替相場の歴史的な円高水準の推移などを踏まえると、企業の国際競争力の低下や産業の空洞化が加速し、日本経済の活力が大きく減退することが懸念されています。

このような状況のなかで、日本有数のものづくり県である本県経済にも、今後、大きな影響があることを認識する必要があります。

## 2 今後の取組方向

### （1）産業振興戦略の策定

日本経済、そして本県経済の置かれている状況を踏まえ、日本有数のものづくり企業の集積や、豊富な地域資源など多くのポテンシャルを有している三重県から、日本経済を支え、そしてリードしていくような産業振興戦略の検討を進めてまいります。

戦略の策定においては、今後、本県が何を成長産業と位置づけ、何で雇用を生み出していくのか、そしてそのための強じんで多様な産業構造をどのような方向で構築していくのかについて、職員自らが、多くの県内外の企業を訪問し、課題や今後の展開方向までもしっかりと把握したうえで、検討を進めていきます。

### （2）検討プロセス及びスケジュール等

- ①「みえ産業振興戦略検討会議（仮称）」（知事、外部委員等で構成）の設置（11月頃）
- ②「分科会」（取組方向を実現するための道筋・手法の検討）の設置
- ③職員による県内外の企業訪問等による課題・展開方向などの把握

職員の企業1,000社訪問や分科会などで検討を進め、「戦略検討会議」で議論を行い、平成24年3月には中間取りまとめを行う予定です。中間とりまとめについては、広く周知して関係団体の意見を伺った後、平成24年6月頃に「みえ産業振興戦略」（仮称）として取りまとめる予定です。

また、これらの検討については、政策部とも連携して取り組んでまいります。

## 12. 中国河南省との観光に関する協定の締結について

### 1 経緯

三重県と河南省は、1986年11月に友好県、省関係を締結し、その後25年間様々な交流を行ってきました。

本年8月29日、友好提携25周年を記念し、知事が河南省を訪れた時に、今後、観光を通じて交流を深めるとともに、経済的発展を期待し、「観光・交流の推進に関する協定」を締結しました。

### 2 協定の概要

協定の概要は、次のとおりです。

#### ① 協議体制の構築

- 定期的に交流し相互訪問等を行い、さらなる交流を推進するとともに協議体制を構築する。

#### ② 情報交換の促進

- それぞれが有する観光資源や観光市場に関する情報等を定期的に交換する。

#### ③ 相互の旅行商品の流通

- 双方の観光関係者の連携協力を推進し、相手方の観光ルートや旅行商品の流通に努める。

#### ④ 人材育成のための交流の促進

- 人材育成に関する情報を共有するとともに、要望に応じて交流員を受け入れる。

#### ⑤ 観光宣伝における協力関係の強化

- 相手方が行う観光宣伝活動に協力するとともに、相手方の祭りなどのイベントに参加するなど観光宣伝活動の効果を高める。

#### ⑥ 幅広い協力の推進

- 産業観光、農業観光、教育旅行などの新しい旅行形態を発展させ、地域経済の全面的な発展を促進する。

#### ⑦ 直行便の就航に向けての協力

- 定期便航路を開通するよう努め、関係機関に働きかけるなど必要な具体策を講じ、両地域の直行便の就航に向けて積極的に取り組む。

### 3 今後の対応

今後、協定書に基づき、河南省旅遊局と情報交換を密にしながら、協議体制を構築し取り組んでいきます。また、現地の訪日観光事情を把握するとともに、三重の魅力を伝えるため、現地の旅行会社等に対する観光説明会や、旅行会社やメディア等を招いたファムトリップを開催するなど、本県のPRを積極的に行い旅行商品造成を促していきます。さらに、「三重県外国人観光客誘致促進協議会」と連携しながら官民一体となって、効果的な活動を進めていきます。

### 13. 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成23年5月9日～平成23年9月13日)

(農水商工部)

1 審議会等の名称	三重県卸売市場審議会
2 開催年月日	平成23年7月11日
3 委員	【会長】三重大学大学院生物資源学研究科 准教授 徳田 博美 他9名出席
4 諮問事項	三重県卸売市場整備計画（第9次）の策定について
5 調査審議結果	三重県卸売市場整備計画（第9次）の策定について 三重県卸売市場整備計画を策定するにあたって、計画内容を説明。 審議の結果、適当であるとの意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	平成23年6月3日
3 委員	【会長】三重大学大学院生物資源学研究科 准教授 徳田 博美 他11名出席
4 諮問事項	三重県地方卸売市場の土地の貸付の審査について 平成22年度三重県地方卸売市場指定管理者実績報告の評価について
5 調査審議結果	三重県地方卸売市場の土地貸付の審査について 株式会社三重キヨウスイから提出のあった三重県地方卸売市場の土地の 貸付申請について意見を求めたところ、特に異議はありませんでした。 平成22年度三重県地方卸売市場指定管理者実績報告について 平成21年度から三重県地方卸売市場の指定管理者として市場運営を行 っている、みえ中央市場マネジメント株式会社から提出のあった平成22年 度指定管理者実績報告書に対する県の評価について意見を求めたところ、特 に異議はありませんでした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	平成23年8月3日
3 委員	【会長】三重大学教育学部 教授 吉本 敏子 他7名出席
4 質問事項	(1)食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(平成22年度版) (案)について (2)平成23年度食の安全・安心確保に関する事業について (3)福島県等の農家から出荷された牛の肉に関する対応等について
5 調査審議結果	(1)について 事業実施後のアンケート調査、学校給食と食の安全・安心の関連、食育の重要性などについて、ご意見をいただきましたが、大きな修正の必要はなく、ご了承いただきました。 (2)について 農産物等の放射性物質調査、肉の生食による食中毒の予防などについて、ご意見をいただきました。 (3)について 全頭検査の実施、米や他の農産物の放射性物質の検査などについて、ご意見をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成23年7月5日
3 委員	【委員長】三重大学 准教授 大野研 他3名出席
4 質問事項	①中山間ふるさと水と土保全対策について ②農地・水・環境保全向上対策について
5 調査審議結果	① 中山間ふるさと水と土保全対策について 平成23年度の計画概要 情報誌を発刊予定、CSR活動、子どもプロジェクトについて説明 平成23年度農村環境創造事業新規予定地区及び継続地区 祓川沿岸2期地域(明和町)の計画(新規)、種生2期地域(継続)について説明 委員からの意見:祓川沿岸2期地域については、いい方向で計画されている ② 農地・水・環境保全向上対策について 平成23年度の取組状況の報告 ・今後の取組テーマとして購買機会拡大事業、観光事業、企業等との連携を説明 ・活動の質的向上、情報共有・提供イベント「みえのつどい2011」の企画案を説明 委員からの意見: ・それぞれの事業との連携は期待するものであるが、手法に左右されるので、消費者、観光客目線で行うことを期待している ・みえのつどい2011企画案の作品応募者へのイベント参加案内と作品の展示をもっとアピールしてはどうか
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成23年5月13日
3 委員	【会長】桜花学園大学 教授 森田 優己 他4名出席
4 諒問事項	「ホームプラザナフコ名張店」(名張市)の新設に係る届出について
5 調査審議結果	事務局から届出資料に基づき説明 委員から、駐車場の計画等について6点の指摘事項があり、継続審議
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成23年6月17日
3 委員	【会長】桜花学園大学 教授 森田 優己 他4名出席
4 諒問事項	1 「ホームプラザナフコ名張店」(名張市)の新設に係る届出について(2回目) 2 「ぎゅーとらラブリー神戸店」(津市)の新設に係る届出について
5 調査審議結果	1 「ホームプラザナフコ名張店」(名張市)の新設に係る届出について(2回目) 事務局から、前回指摘に対する設置者側の回答について説明 設置者側の回答は概ね妥当なものと判断され、今回で結審 2 「ぎゅーとらラブリー神戸店」(津市)の新設に係る届出について 事務局から届出資料に基づき説明 委員からの指摘事項はなく、今回で結審
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成23年7月8日
3 委員	【会長】桜花学園大学 教授 森田 優己 他4名出席
4 質問事項	<p>1 「マルヤス一身田店」(津市)の新設に係る届出について</p> <p>2 「マックスバリュ大矢知店」(四日市市)の新設に係る届出について</p> <p>1 「マルヤス一身田店」(津市)の新設に係る届出について 事務局から届出資料に基づき説明 委員から、騒音関係で1点の指摘事項があり、継続審議</p>
5 調査審議結果	<p>2 「マックスバリュ大矢知店」(四日市市)の新設に係る届出について 事務局から届出資料に基づき説明 委員から、駐車場の出入口について1点の指摘事項があり、継続審議</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成23年8月8日
3 委員	【会長】桜花学園大学 教授 森田 優己 他5名出席
4 質問事項	<p>1 「マルヤス一身田店」(津市)の新設に係る届出について(2回目)</p> <p>2 「マックスバリュ大矢知店」(四日市市)の新設に係る届出について(2回目)</p> <p>3 「(仮称)テックランド朝日店」(朝日町)の新設に係る届出について</p>
5 調査審議結果	<p>1 「マルヤス一身田店」(津市)の新設に係る届出について(2回目) 事務局から、前回指摘に対する設置者側の回答について説明 設置者側の回答は概ね妥当なものと判断され、今回で結審</p> <p>2 「マックスバリュ大矢知店」(四日市市)の新設に係る届出について(2回目) 事務局から、前回指摘に対する設置者側の回答について説明 委員から、交通安全対策について3点の指摘事項があり、継続審議</p> <p>3 「(仮称)テックランド朝日店」(朝日町)の新設に係る届出について 事務局から届出資料に基づき説明 委員から、駐車場の計画について2点の指摘事項があり、継続審議</p>
6 備考	

# みえの観光振興に関する条例案の概要

別紙 1－1

【前文】(三重県の特徴(歴史的背景)、観光振興の意義、観光振興の必要性、制定に向けた決意)

## 【目的(第1条)】

本県の観光の振興に関する「基本理念」、「観光振興に関する施策の基本となる事項」を定め、「県の責務、市町等の役割」を明らかにすることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の向上」及び「本県の経済の発展」を図る。

## 【定義(第2条)】

「観光資源」 優れた自然の風景地、歴史的風土、文化的所産、豊かな食文化、多様な分野における産業、観光の振興に寄与する専門的知識及び技能を有する人材その他の観光対象となる資源  
「観光行動」 県内の観光地を訪れる観光旅行を行うこと

「誘客活動」 観光旅行者の来訪意欲の増進を図り、県内の観光地に誘致すること

※その他「観光事業者」、「観光関係団体」、「県民等(県民、観光事業者及び観光関係団体)」の用語を定義づけ

## 【基本理念(第3条)】

本県の観光の振興は、次の事項を基本として行わなければならない。

○観光産業の持続的かつ健全な発展が図られること

○本県の観光資源が有する魅力を生かして県内外からの観光旅行が促進されること

○本県の観光資源が有効に活用され、かつ、次世代に継承が図られること

○県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体がそれぞれの役割を担いつつ連携が確保されること

○観光旅行者の満足度の向上が図られること

○地域の環境保全と観光旅行を促進するための環境整備との調和が図られること

## 【観光振興に関する役割等(第4条～第8条)】

### 県(責務)

- 基本理念にのっとり、県域全体に係る観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する。
- 市町、県民等が相互に連携して観光振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行う。

### 県民(役割)

- 基本理念にのっとり、観光に対する関心及び理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努める。

### 観光事業者(役割)

- 基本理念にのっとり、観光活動を行うに当たっては、観光旅行者の満足度の向上に努める。
- 県、市町、観光関係団体、地域における他の産業の事業者との連携協力に努める。

### 観光関係団体(役割)

- 基本理念にのっとり、観光事業者間の連携の促進を図りつつ、観光宣伝活動の実施、観光旅行者の受入体制の整備等に取り組むよう努める。
- 県、市町その他の団体との連携協力に努める。

### 市町(役割)

- 基本理念にのっとり、当該市町の区域の特性を生かした観光振興に関する施策を策定し実施するよう努める。

## 【基本的施策(第9条～第20条)】

### 国内外に対する観光宣伝活動の強化

- 本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化
- 観光旅行者の来訪及び滞在の促進
- 外国人観光旅客の来訪の促進
- 広域的な課題への対応

### 魅力ある観光地の形成及び人材の育成

- 地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- 観光の振興に寄与する人材の育成
- 新たな観光旅行の分野の開拓
- 県民の観光行動の促進

### 観光旅行を促進するための環境の整備

- 観光地における良好な景観の形成
- 観光旅行者の利便の増進
- 観光旅行の安全の確保
- 交通基盤の構築

## 【施策の推進(第21条～第24条)】

【基本計画】 施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(基本的な方針、主要な目標等)

【統計の整備等】 観光に関する情報収集、動向調査及び分析等による統計整備、成果の公表

【推進体制の整備】 市町及び県民等との連携、協働により施策を推進するために必要な体制の整備

【財政上の措置】 施策を実施するために必要な財政上の措置

## 【三重県観光審議会(第25条～第31条)】

本県の観光に関する重要な事項について調査審議する。

## みえの観光振興に関する条例案

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 観光の振興に関する役割等（第4条—第8条）

第3章 観光の振興に関する基本的施策

　　第1節 国内外に対する観光宣伝活動の強化（第9条—第12条）

　　第2節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成（第13条—第16条）

　　第3節 観光旅行を促進するための環境の整備（第17条—第20条）

第4章 観光の振興に関する施策の推進（第21条—第24条）

第5章 三重県観光審議会（第25条—第31条）

#### 附則

古くからお伊勢参りは「日本人の旅の原点」ともいわれ、全国各地の人々が強く思いを寄せる憧れの旅として、多くの人々を惹き付けてきた。私たちの郷土三重県は、そのような旅人たちを温かく迎え、もてなしの心を今に伝えてきた地である。また、伊勢国、志摩国、伊賀国及び熊野川以東の紀伊国と呼ばれた地域で構成される本県では、縦横に発達した街道交通の要衝の地として県内各地が賑わい、人、情報、文化等の交流の場が形成してきた。

観光振興の取組は、その地に住む人々が先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を大切に守りながら、自らの地域の個性を磨き上げ、かつ、地域の存在価値を確立させる過程を通じ、郷土に対する誇りを持ち、愛着を感じることのできる社会の実現に貢献するものである。また、観光産業は多様な分野における特色ある事業活動によって構成されることから、地域経済の活性化、地域における雇用の創出等本県経済のあらゆる領域において、その発展に寄与することが期待されている。

しかしながら、近年の観光をめぐる情勢は、観光旅行者の需要の高度化、観光旅行の形態の多様化等著しく変化するとともに、全国各地の観光地間競争は激しさを増している。県内の観光地が訪れる人々を魅了し、かつ、これからも選ばれるためには、観光の振興に関する取組と県民生活の向上に寄与する取組が一体的に促進されるとともに、観光産業を本県の経済を牽引する産業の一つとして、その持続的かつ健全な発展に取り組んでいくことが必要である。

このような考え方にして、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が協働して、観光産業を地域に密着した産業として大きく育て、本県の観光の振興に取り組むことにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本県の観光の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務、市町の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の向上及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 優れた自然の風景地、歴史的風土、文化的所産、豊かな食文化、多様な分野における産業、観光の振興に寄与する専門的知識及び技能を有する人材その他の観光の対象となる資源をいう。
- (2) 観光事業者 観光に関する事業を営む者をいう。
- (3) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他の観光に関する事業を行う団体をいう。
- (4) 県民等 県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。
- (5) 観光行動 県内の観光地を訪れる観光旅行を行うことをいう。
- (6) 誘客活動 観光旅行者の来訪意欲の増進を図り、県内の観光地に誘致することをいう。

### (基本理念)

第3条 本県の観光の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 観光産業の持続的かつ健全な発展が図られること。
- (2) 県、市町及び県民等がそれぞれの役割を担いつつ連携が確保されること。
- (3) 本県の観光資源が有する魅力を生かして県内外からの観光旅行が促進されること。
- (4) 観光旅行者の満足度の向上が図られること。
- (5) 本県の観光資源が有効に活用され、かつ、次の世代に継承が図られること。
- (6) 地域の環境の保全と観光旅行を促進するための環境の整備との調和が図られること。

## 第2章 観光の振興に関する役割等

### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

県域全体に係る観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行うものとする。

(市町の役割)

**第5条** 市町は、基本理念にのっとり、当該市町の区域の特性を生かした観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民の役割)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、観光に対する关心及び理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

**第7条** 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、観光旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、県、市町、観光関係団体及び地域における他の産業の事業者との連携協力に努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

**第8条** 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光事業者間の連携の促進を図りつつ、観光宣伝活動の実施、観光旅行者の受入体制の整備その他の観光の振興に関する取組に努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町その他の団体との連携協力に努めるものとする。

### 第3章 観光の振興に関する基本的施策

#### 第1節 国内外に対する観光宣伝活動の強化

(本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化)

**第9条** 県は、本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化を図るため、印刷物、情報通信技術その他の媒体を活用し、観光宣伝活動の促進等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(観光旅行者の来訪及び滞在の促進)

**第10条** 県は、国内の観光旅行者の来訪及び滞在の促進を図るため、観光旅行者の需要の高度化に対応した旅行商品の開発その他の誘客活動の実施等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

**第11条** 県は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、本県の観光資源を活用した海外における誘客活動の実施、外国人観光旅客の受入体制の整備等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(広域的な課題への対応)

第12条 県は、県の区域又は市町の区域を越えた広域的な課題への対応を図るため、観光地間の連携及び交流の促進等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## 第2節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成

### (地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第13条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の発掘若しくは創出又は活用等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (観光の振興に寄与する人材の育成)

第14条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (新たな観光旅行の分野の開拓)

第15条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (県民の観光行動の促進)

第16条 県は、県民の観光行動の促進を図るため、本県の観光資源に関する知識の普及、理解の増進その他の郷土に対する誇りと愛着の醸成等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## 第3節 観光旅行を促進するための環境の整備

### (観光地における良好な景観の形成)

第17条 県は、観光地における良好な景観の形成を図るため、市町が行う景観づくりの取組に対する支援等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (観光旅行者の利便の増進)

第18条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者、外国人等を始めとする全ての観光旅行者が安全かつ快適に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備の促進並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (観光旅行の安全の確保)

第19条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における防災対策、観光旅行における事故の発生の防止、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### (交通基盤の構築)

第20条 県は、観光の振興に資する交通基盤の構築を図るため、交通施設の整備の促進、観光旅行者の移動の円滑化等に必要な施策を講ずるよう努めなけ

ればならない。

## 第4章 観光の振興に関する施策の推進

### (基本計画)

第21条 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 観光の振興に関する基本的な方針
  - (2) 観光の振興に関する主要な目標
  - (3) 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に講すべき施策
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第25条の三重県観光審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。

### (観光に関する統計の整備等)

第22条 県は、市町、観光事業者及び観光関係団体と連携して、観光に関する情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、並びに観光に関する統計の整備を図るとともに、それらの成果を公表するものとする。

### (推進体制の整備)

第23条 県は、市町及び県民等と円滑な連携及び協働を図り、観光の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

### (財政上の措置)

第24条 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第5章 三重県観光審議会

### (設置)

第25条 本県の観光の振興に関する重要な事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、知事の附属機関として、三重県観光審議会（以下「審議会」

という。) を設置する。

(組織)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第27条 委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、農水商工部において処理する。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 三重県観光事業推進審議会設置条例(昭和34年三重県条例第25号)は、廃止する。